

「第3期基本計画における科学技術政策全体の在り方」(参考資料)

—目次—

Ⅲ. 総合科学技術会議の役割

1. 総合科学技術会議の任務
(参考)諸外国における総合的な科学技術政策の推進体制 ……12

2. 総合科学技術会議の活動の状況
 - ① 各専門調査会の活動 ……15
 - ② 分野推進戦略と資源配分の方針 ……16
 - ③ 予算の優先順位付け(SABC等) ……17
 - ④ 科学技術連携施策群の設置 ……18
 - ⑤ 評価システムの改革 ……19

内閣府設置法上の位置づけ

<総合科学技術会議の位置づけ>

第十八条（重要政策に関する会議—設置）

本府に、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関として、次の機関を置く。

経済財政諮問会議

総合科学技術会議

第二十六条（所掌事務等）

総合科学技術会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて、**科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議**すること
- 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて**科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議**すること
- 三 **科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価**を行うこと。
- 四 第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べること。

<内閣府での位置づけ>

第三条（任務）

内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

第四条（所掌事務）

内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

- 四 **科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策**に関する事項
- 五 **科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針**に関する事項
- 六 **前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興**に関する事項

第2期基本計画における総合科学技術会議の使命

1. 運営の基本

- ① 内閣総理大臣のリーダーシップの下、総合戦略及びこれに基づき策定される基本計画に示された重要政策が、我が国全体としての確、着実に具現化されるよう、政策推進の司令塔として、省庁間の縦割りを排し、先見性と機動性を持って運営を行う。その際、経済財政諮問会議、IT戦略本部等と密接な連携をとる。
- ② 21世紀の人間社会のあり方を視野に置き、常に世界に開かれた視点を持ちつつ、人文・社会科学とも融合化した「知恵の場」として、積極的に活動。
- ③ 「社会のための、社会の中の科学技術」という認識の下に、科学技術の両面性に対して市民がもつ期待と不安の感情に配慮し、生命倫理など科学技術に関する倫理と社会的責任を重視して運営を行う。

2. 重点分野における研究開発の推進

- ① 基本計画が定める重点化戦略に基づき、各重点分野において重点領域並びに当該領域における研究開発の目標及び推進方策の基本的事項を定めた推進戦略を作成し、内閣総理大臣及び関係大臣に意見を述べる。
- ② 特に重要な領域については、必要に応じて専門調査会を設けるなどの方法により、戦略を作成する。
- ③ 科学技術の進歩が激しく、社会も急速に変動する現在、広範な分野にわたる第一線の専門家の助言を得て重点分野の最新の動向を把握するとともに、急速に生じてきた科学技術に対するニーズへの対応について、継続的な検討を行う。その結果、推進戦略に変更の必要が生じた場合には、柔軟かつ機動的に対応。

3. 資源配分の方針推進

- ① 基本計画、重点分野における研究開発の推進戦略等を踏まえて、関係府省における施策の取組を把握し、不必要な重複など府省縦割りの弊害の有無や実施中の施策の効果を評価する。
- ② それを踏まえ、より効果的・効率的な取組を実現すると観点から、次年度における特に重点的に推進すべき事項、質の高い科学技術推進のための科学技術に関する予算の規模等について内閣総理大臣に意見を述べる。
- ③ その上で、次年度の重要な施策、資源の配分に関する考え方を明らかにし、関係大臣に示す。
- ④ さらに、総合科学技術会議において示された考え方を踏まえた資源配分が行われるよう、必要に応じて予算編成過程において財政当局との連携を図る。

4. 国家的に重要なプロジェクトの推進

国家的に重要なプロジェクトについて、特に府省の枠を越えて実施すべきプロジェクトに対しては、上記の資源配分の方針に加え、その実施体制等が最も効果的・効率的なものとなるよう、不必要な重複の排除等の調整に必要な意見を述べる。
プロジェクトの実施段階においても、総合科学技術会議は、実施状況や施策の効果に関し必要な評価を行うことにより、国全体として整合性を持った効果的・効率的な施策の推進を図る。

5. 重要施策についての基本的指針の策定

研究開発評価に関する大綱的指針は制定後既に3年を経過しており、基本計画を踏まえて速やかに改定する。
研究者の流動化その他の科学技術システム改革に関する施策についても、基本計画を踏まえ、必要に応じ、基本的な指針を取りまとめる。

6. 評価

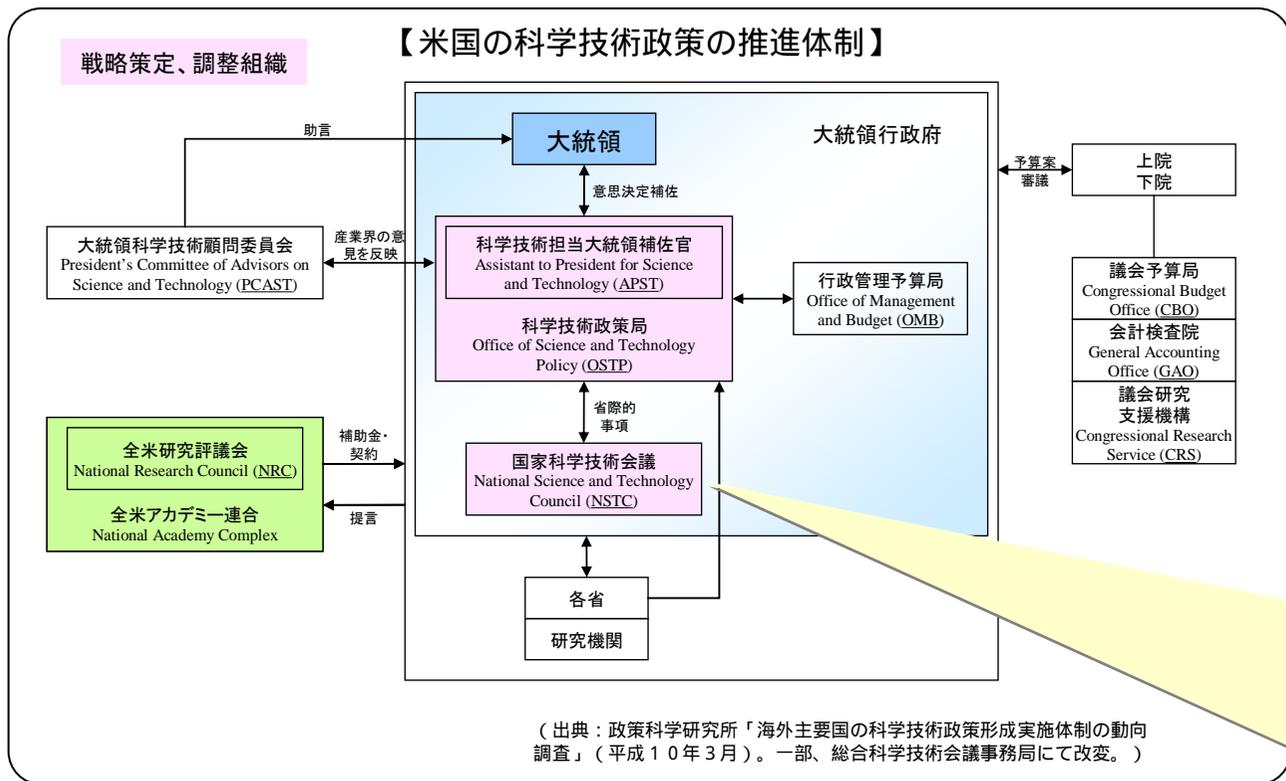
大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行い、その結果を公開するとともに、推進体制の改善及び予算配分に反映させるよう関係府省に提示する。
基本的な政策や重要事項に係る方針等に反映させるため、必要に応じ、各府省における科学技術の施策について評価を行う。

7. 基本計画のフォローアップ

基本計画に掲げる施策の実施状況を、関係府省の協力の下、フォローアップし、必要に応じ意見を付して、内閣総理大臣及び関係大臣に提示する。特に基本計画で実施計画を求めた項目については、できるだけ早く実施計画の提出を求める。フォローアップは毎年度末に行い、3年を経過したときにより詳細なフォローアップを実施し、必要に応じて基本計画に掲げた施策の変更などに柔軟に対応する。
関係府省の協力も得つつ、民間の活動も含め国内外の科学技術活動の実態の把握を行う。
我が国の研究開発の実施体制の在り方については、今後とも総合科学技術会議で検討を進める。

(参考) 諸外国における総合的な科学技術政策の推進体制(その1)

1. 米国



NSTCにおける各省連携の枠組み

組 織 名	
Committee on Environment and Natural Resources (「環境・資源」専門調査会)	
1	Subcommittee on Global Change Research (地球環境研究小委員会)
2	Subcommittee on Air Quality Research (大気研究小委員会)
3	Subcommittee on Disaster Reduction (災害削減小委員会)
4	Subcommittee on Ecosystems (生態系小委員会)
5	Subcommittee on Toxics & Risks (毒物・危機対策小委員会)
6	Subcommittee on Water Availability & Quality (水利用・水質小委員会)
7	Interagency Working Group on Earth Observations (地球観測!WG)
Committee on Science (「科学」専門調査会)	
1	Subcommittee on Research Business Models (ビジネスモデル研究小委員会)
2	Subcommittee on Education & Workforce Development (教育・労働開発小委員会)
3	Subcommittee on Aquaculture (海洋資源養殖小委員会)
4	Subcommittee on Human Subjects Research (人間研究小委員会)
5	Interagency Working Group on Physics of the Universe (宇宙・物理!WG)
6	Interagency Working Group on Plant Genome (植物ゲノム!WG)
7	Interagency Working Group of Domestic Animal Genomics (国内動物ゲノム!WG)
8	Interagency Working Group of Prion Science (プリオン科学!WG)
9	Interagency Working Group of Trans-border Samples (越境標本!WG)
Committee on Technology (「技術」専門調査会)	
1	Subcommittee on Networking & Information Technology (ネットワーク・IT小委員会)
2	Subcommittee on Nanoscale Science, Engineering & Technology (ナノ科学・技術小委員会)
3	Subcommittee on Advanced Technologies for Education & Training (教育・訓練小委員会)
4	Subcommittee on Manufacturing Research & Development (製造技術R & D小委員会)
Committee on Homeland and National Security (「国家安全」専門調査会)	
1	Subcommittee on National Security R&D (国家安全保障R & D小委員会)
2	International Subcommittee (国際化小委員会)
3	Subcommittee on Weapons of Mass Destruction (WMD) Medical Countermeasures (大量破壊兵器への医療対策小委員会)
4	Subcommittee on Standards (標準化小委員会)
Joint Committees (複数の委員会に所属する小委員会・IWG)	
1	Interagency Working Group on Dioxin (ダイオキシン!WG)
2	Subcommittee on Oceans (海洋小委員会)
3	Subcommittee on Health and the Environment (健康・環境小委員会)
4	Subcommittee on Biotechnology (バイオテクノロジー小委員会)
5	Subcommittee on Infrastructure (インフラ・基盤小委員会)
6	Subcommittee on Aeronautics S&T (航空科学技術小委員会)
7	Subcommittee on Social, Behavioral & Economic Sciences (社会・行動・経済科学小委員会)

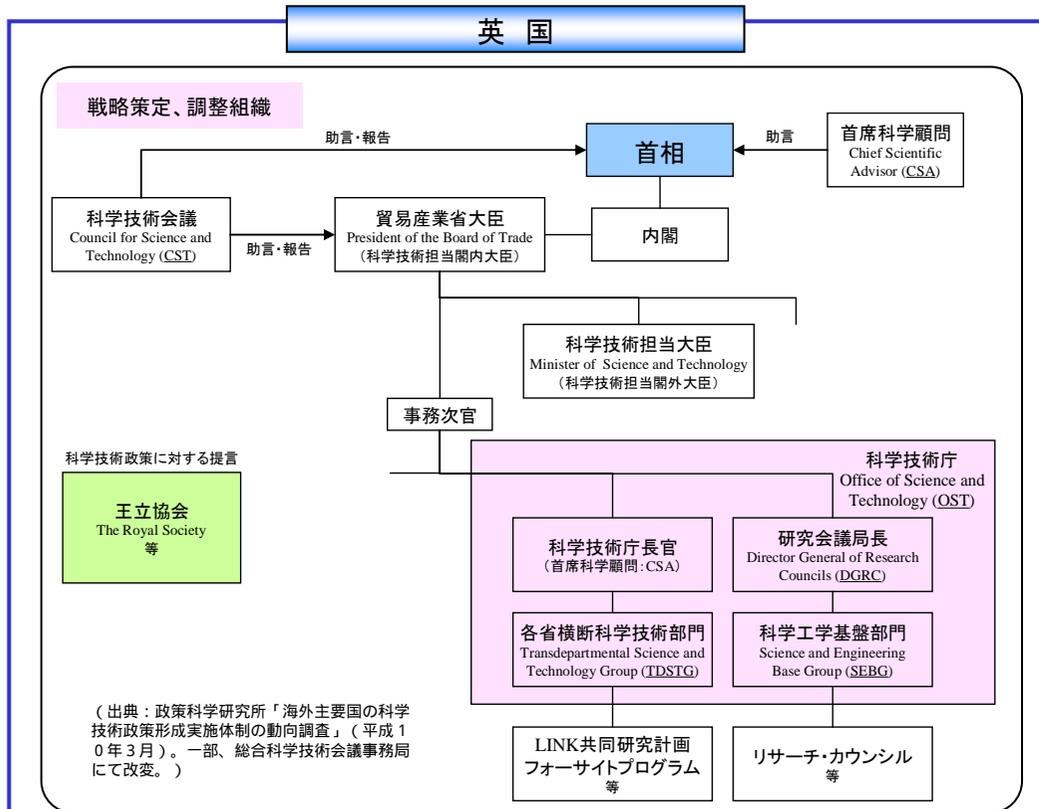
【米国の科学技術政策の推進体制の特徴】

- 大統領への強力な補佐制度が特徴。科学技術担当大統領補佐官の下で約60名のスタッフを擁するOSTPが大統領の意志決定を補佐するとともに、NSTC(大統領が議長)により、省庁横断的事項を取り扱い、大統領イニシアティブや広範な各省連携プログラムを推進。
- 科学技術に関する省庁横断的な大統領イニシアティブとして、**ネットワーク・情報通信研究開発、国家ナノテクノロジーイニシアティブ、気候変動科学技術プログラム**が推進されており、各々固有の各省調整事務局を設け、各省連携プログラム推進、全米でのワークショップ開催、ネットワーク構築、ロードマップ策定等を行っている。
- PCASTは、補佐官以外は全て民間人で構成。任務は大統領への助言及びNSTCの補佐。(総合科学技術会議は、米国のOSTP, NSTC, PCASTを凝縮した機能とも言える。)

ナノテクNCO(National Coordination Office)の活動例(2004年)

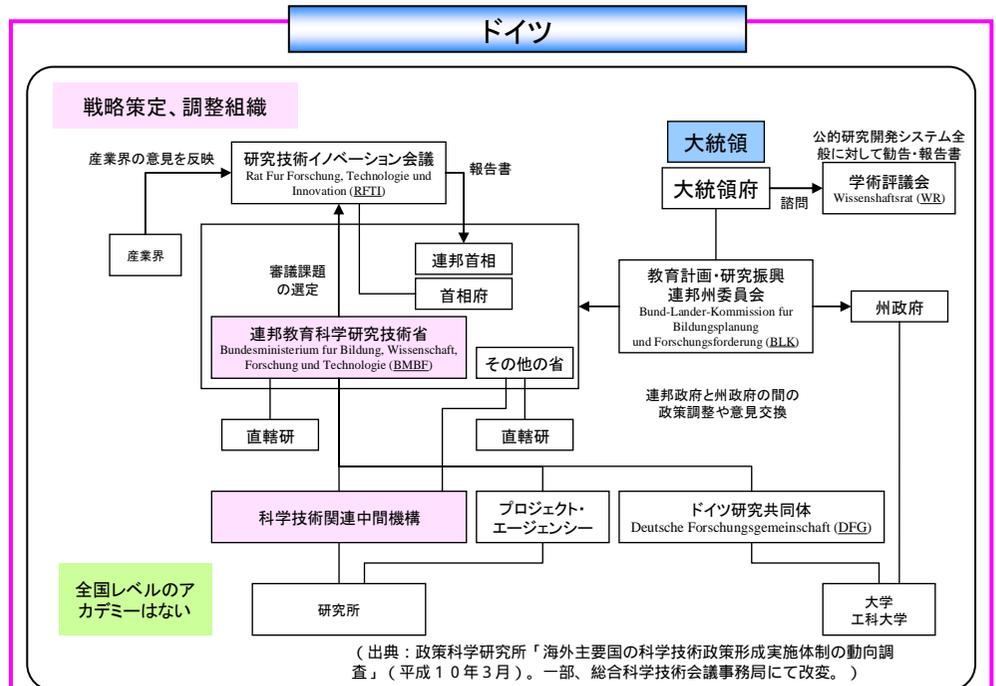
- ・ 1月27～29日 「Interagency NNI Grand Challenge Workshop on Nanoscale Instrumentation and Metrology」(メリーランド州ゲイザースバーグ)
- ・ 2月11～13日 「Grand Challenge Workshop on Nanoelectronics」(バージニア州アーリントン)
- ・ 3月16～18日 「NNI Grand Challenge Workshop on Nanoscience Research for Energy Needs」(アーリントン)
- ・ 3月31日～4月2日 「National Nanotechnology Initiative: from Vision to Commercialization」(ワシントンDC)
- ・ 9月8、9日 「Research Directions II Workshop」(ワシントンDC)

(参考) 諸外国における総合的な科学技術政策の推進体制 (その2)



【イギリスの科学技術政策の推進体制の特徴】

- CSAとOSTによる補佐制度に特徴。CSAの任務は、首相や内閣等に助言を与えるとともに、各省横断的な科学技術に係る事項について、他の大臣にも助言を与えること。
- OSTの任務は、各省横断の事項とリサーチ・カウンシル(研究会議)に関する事項の2つの事項の処理。このため、内部組織としてTDSTGとSEBGが設置されている。
- OSTとは別に、関係各省間の調整を行う組織として、閣僚フォーサイト・グループと、ホワイトホール・フォーサイト・グループが設置。
- CSTは、各省調整機関ではなく、英国における科学技術のための戦略的政策と枠組みに関して首相に助言する機関。



【ドイツの科学技術政策の推進体制の特徴】

- 連邦レベルと州レベルの二元構造による分権的システムと、研究の自律性の重視に特徴。
- 研究対象や領域によらず、BMBWFが科学技術政策を一元的に所管するが、中間的な組織として「科学技術関連中間機構」が置かれており、BMBWFの権限が直接に個別の研究実施機関に及ぶことはない。
- 国家レベルの意志決定に参画する組織として、学術評議会、RFTI、BLK等がある。
- 各研究機関や大学は、政府からのコントロールに対して極めて独立性が高く、学術評議会を中心とした自律的システムに委ねられている。同評議会は、予算配分や資金助成を行う機関ではなく、また、原則として研究開発政策の策定も行わず、主に教育研究機関の整備や組織についての勧告を行う。
- RFTIは、首相府に属し、首相の諮問機関としてイノベーションに関わる重要な領域での総合的なレポートを作成することが任務。
- BLKは、教育研究について、連邦政府と州政府の間の政策調整や意見交換を行う機関。優先順位付けと勧告を行う。